破産手続開始

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

令和８年（フ）第６９５号

川崎市多摩区長尾５丁目22番17号１Ｆ
債務者　株式会社Ｇｒｏｗｓ
代表者代表取締役　今野　　誠
1　決定年月日時　令和８年９月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　高木　亮二
4　破産債権の届出期間　令和８年10月７日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年12月９日午後１時40分

横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和８年（フ）第２０９６号

名古屋市西区天塚町１丁目32番地の２
債務者　株式会社フジイチ
代表者代表取締役　福田　英明
1　決定年月日時　令和８年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　横山　貴之
4　破産債権の届出期間　令和８年10月７日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年12月９日午前10時30分

名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第６６６７号

滋賀県東近江市妙法寺町1101番地20
債務者　株式会社ＶＴＳタッチセンサー
代表者代表取締役　大友　純一
1　決定年月日時　令和８年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　佐長　功
4　破産債権の届出期間　令和８年10月13日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月25日午後２時

東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第１４４４号

東京都八王子市長房町1501番地６、商業登記簿上の本店所在地東京都日野市多摩平二丁目５番地の１ＰｌａｎＴ
債務者　合同会社Ｅ．Ｃ．Ｌ
代表者代表社員　吉田　晃寛
1　決定年月日時　令和８年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中　由規子
4　破産債権の届出期間　令和８年10月13日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年12月４日午後１時15分

東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第１１３号

茨城県日立市南高野町三丁目15番10号
債務者　合同会社円
代表者代表社員　竹迫　　学
1　決定年月日時　令和８年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　近藤　識之
4　破産債権の届出期間　令和８年10月15日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年11月30日午後１時30分

水戸地方裁判所日立支部

令和８年（フ）第６３０号

北九州市小倉北区黒原一丁目２番14号
債務者　有限会社ワカニ
代表者取締役　池田　直弘
1　決定年月日時　令和８年９月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　疋田　展大
4　破産債権の届出期間　令和８年10月16日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年11月10日午前10時45分

福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

令和８年（フ）第７２号

熊本県玉名市中66番地２
債務者　株式会社岱電トラストグッドホーム
代表者代表取締役　大部　真澄
1　決定年月日時　令和８年９月８日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　松岡　智之
4　破産債権の届出期間　令和８年10月16日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年11月13日午前11時

熊本地方裁判所玉名支部

令和８年（フ）第１１２号

香川県坂出市元町三丁目４番17号
債務者　綾商事有限会社
代表者代表取締役　綾　　眞理
1　決定年月日時　令和８年９月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　石井　研也
4　破産債権の届出期間　令和８年10月19日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年12月24日午後２時

高松地方裁判所丸亀支部

令和８年（フ）第５４号

宮城県石巻市門脇字青葉東111番地８
債務者　株式会社Ｄ．Ｉ．Ｏ
代表者代表取締役　鈴木　崇也
1　決定年月日時　令和８年９月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　上林　　佑
4　破産債権の届出期間　令和８年10月26日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年12月９日午前10時45分

仙台地方裁判所石巻支部破産係

令和８年（フ）第２８７号

静岡県三島市長伏257番地の１
債務者　株式会社東海印刷
代表者代表取締役　岡本　　甫
1　決定年月日時　令和８年９月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　坂部　利夫
4　破産債権の届出期間　令和８年10月26日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年12月11日午前11時

静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

令和８年（フ）第２０２号

静岡県沼津市西間門595番地
債務者　有限会社松田商店
代表者代表取締役　松田　準治
1　決定年月日時　令和８年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　内笹井　明
4　破産債権の届出期間　令和８年10月30日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年12月18日午前11時

静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

令和８年（フ）第１００号

新潟県村上市中新保1131番地
債務者　株式会社エスケー食品
代表者代表取締役　島田　　健
1　決定年月日時　令和８年９月８日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　佐藤　克哉
4　破産債権の届出期間　令和８年11月４日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年11月18日午前10時30分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。

新潟地方裁判所新発田支部

令和８年（フ）第３９号

兵庫県南あわじ市松帆古津路750番地
債務者　朝日窯業株式会社
代表者代表取締役　道上　哲治
1　決定年月日時　令和８年９月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　髙本　直彰
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年11月16日午前11時

神戸地方裁判所洲本支部破産再生係

令和８年（フ）第４０号

兵庫県南あわじ市津井1540番地
債務者　有限会社道上瓦工業
代表者代表取締役　道上　成子
1　決定年月日時　令和８年９月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　髙本　直彰
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年11月16日午前11時

神戸地方裁判所洲本支部破産再生係

令和８年（フ）第４２２９号

大阪府大東市御供田５丁目６番23号
債務者　医療法人荒矢会
代表者理事長　梅原　洋二
1　決定年月日時　令和８年９月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　福岡　宏海
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年11月19日午後１時50分

大阪地方裁判所第６民事部